

議案第 18 号

旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

旭市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市下水道条例の一部を改正する条例

旭市下水道条例（平成１７年旭市条例第１２４号）の一部を次のように改正する。

第６条中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「（以下「責任技術者」という。）が専属する」を「を選任している」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の下水道管理者の指定を受けた者が排水設備等の新設等の工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。